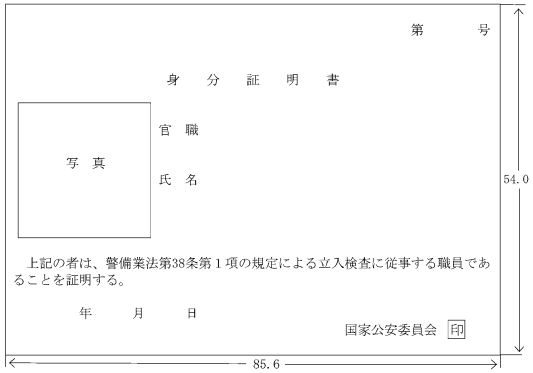
別記様式第17号（第52条関係）

（表）



（裏）

警備業法（抜粋）

（立入検査）

第38条　国家公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警察庁の職員に登録講習機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第58条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～六　略

七　第37条若しくは第46条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第38条第１項若しくは第47条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

八・九　略

備考　図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第11号（第32条関係）

※　受理警察署	署
※　受理番号	※　受理年月日　　年　月　日

服装
護身用具　変更届出書

警備業法　第１６条第３項
第１７条第２項　において準用する同法第１１条第１項の規定により届出をします。

年　　月　　日

公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

（フリガナ） 氏名又は名称	
認定をした公安委員会の名称	公安委員会
認定の番号	
変更事項の種別	１．服装に係る事項　　２．護身用具に係る事項
変更年月日	年　月　日
変更事項	新 / 旧
変更の事由	

記載要領

１　※印欄には、記載しないこと。

２　不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

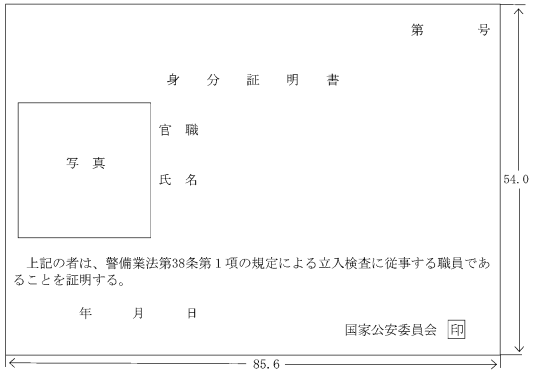
３　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第17号（第52条関係）

（表）



（裏）

警備業法（抜粋）

（立入検査）

第38条　国家公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警察庁の職員に登録講習機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第58条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～七　略

八　第37条若しくは第46条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第38条第１項若しくは第47条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

九・十　略

備考　図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第11号（第32条関係）

※　受理警察署	署
※　受理番号	※　受理年月日　　年　月　日

服装
護身用具　変更届出書

警備業法　第１６条第３項
第１７条第２項　において準用する同法第１１条第１項の規定により届出をします。

年　　月　　日

公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

（フリガナ） 氏名又は名称	
認定証を交付した公安委員会の名称	公安委員会
認定証の番号	
変更事項の種別	１．服装に係る事項　　２．護身用具に係る事項
変更年月日	年　月　日
変更事項	新 / 旧
変更の事由	

記載要領

１　※印欄には、記載しないこと。

２　不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

３　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。